

国民年金

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和5年4月から令和6年3月までの国民年金保険料(以下、「保険料」)は、月額16,520円で、納付期限は納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料が納付されないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納付してください。保険料は、日本年金機構から送付される納付書のほか、クレジットカードや口座振替などで納めることができます。また、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付も利用できます。

●口座振替がお得で便利です

口座振替には①2年前納(4月～翌々年3月分)②1年前納(4月～翌年3月分)③6か月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)④当月末振替(早割)⑤翌月末振替があり、まとめて前払い(前納)すると割引が適用されます。

手続きは、年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届出印を持参し、ご希望の金融機関または岐阜南年金事務所へお申し出ください。

- ・ 指定された期限までに保険料の納付がない場合は、延滞金が課せられたり、財産の差し押さえとなることがあります。
- ・ 経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は保険料免除・納付猶予の制度がありますので、岐阜南年金事務所または役場住民課へご相談ください。

☎岐阜南年金事務所 ☎273-6161 / 役場住民課 ☎388-1115



消防署 秋の火災予防運動

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

11月に入ると気温も下がり始め、徐々に暖房器具を使用する機会も増えてきます。また、空気が乾燥し、火災の発生率も高くなり、火が燃え広がりやすくなる時期でもあります。

そこで、毎年11月9日から15日まで「秋の火災予防運動」が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたって、皆さんの防火意識を高めていただくことで火災の発生を前もって防ぎ、発生した時でも被害を最小限にとどめることを目的としています。この期間に火災予防について見直し、万が一に備え、以下のポイントを意識しましょう。

火災予防のポイント

- ①ガスコンロなどの火元を離れるときは、必ず火を消し、確認する。
- ②ストーブなどの暖房器具の前に、衣類など燃えやすいものを置かない。
- ③暖房器具を使用するときは、使用方法を確認し正しい使い方をする。
- ④住宅用火災警報器の点検、交換をする。点検は1年に2回、交換は10年が目安。
- ⑤火災が発生した時に備えて、家庭や職場などで避難経路を確認しておく。
- ⑥町内会の避難訓練や消火訓練などに参加する。

